

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第7条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第8条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

- 1 調査対象資材は「別表1 調査対象資材一覧表」に記載のとおりとする。
- 2 調査する価格は、原則、徳島県内において民間企業（工事業者等）に販売される「実勢価格」として決定し、取り引き実績が少なく実勢価格の決定が困難なものについては、同資材の周辺価格、経済動向等を十分調査の上、厳正に決定しなければならない。
- 3 荷渡し条件は、現場着単価とする。ただし、これによりがたい資材の場合は、通常行われている商習慣にしたがって、工場渡し及び問屋倉庫渡し等とする。
- 4 決済条件は、現金決済を条件とする。
- 5 調査方法は、調査対象業者（生産者、商社及び需要者）を訪問して行う「面接調査」を原則とする。
- 6 調査の結果、取引が最も多かった価格（最頻値）を調査価格の代表値とするが、決定に当たっては、市況の動向等を踏まえ、総合的に十分に審査を行った上決定するものとする。

別表 1 調査対象資材一覧表

NO.	工事名	名 称	規格・寸法等	単位	使用数量	納入地区
1	R 6 三土 国道 4 3 9 号 三・東 祖谷菅生 道路情報表示設備工事	車両センサー	4 型遠赤外線式 AC100V、有線伝送タイプ	組	1	三好 2・4 美馬 2
2	R 6 三土 国道 4 3 9 号 三・東 祖谷菅生 道路情報表示設備工事	表示板 LED 2 可変点減 表示 路側式・縦型	1340 (H) * 350 (W) * 220 (D)、表示形式「対向車接近」「大型車接近」、文字寸法 200mm*200mm 程度、24*24 ドット以上、橙色単色発光、電源 100V	面	2	三好 2・4 美馬 2

機 器 仕 様 書

対向車検知表示システム

1 適用範囲

本仕様書は、進入車輛を車輛センサーにて検知し、車輛種別を2段階にて検出するとともに対向側LED式表示板に対向車接近の表示することにより、対向車輛に注意喚起を行なう対向車検知表示システムに適用するものとする

2 適合基準

関係法令及び技術基準等の規定に定めのあるものは準ずるものとする

3 関連規格

風向風速計及び使用する機器材料で各種の標準規格に定めのあるものは、規格合格品を使用するものとする

(1) 土木工事共通仕様書（及び特記仕様書）

(2) 日本産業規格（JIS）

(3) その他該当する法令・規格及び基準

4 仕様概要

(1) 基本構成

1 システムあたり…LED表示板_2基, 車輛検知センサー_4基, 中継盤2面
LED表示板…「対向車注意」または「大型車接近」表示を行う機器
センサー制御盤…中継盤からセンサー信号の管理を行う機器
車輛検知センサー…車輛検知を行う機器
中継盤 …車両検知センサーを接続し, 車両出入りを管理する機器

(2) 機器概要

2-1 LED表示板

2-1-1表示形式	2可変表示 「対向車接近」 「大型車接近」
2-1-2機器寸法	1340（H）×350（W）×220（D）mm 程度
2-1-3発光ダイオード	超光輝度LED φ5 以上
2-1-4文字寸法	200mm × 200mm 程度
2-1-5 LED配列数	24 × 24ドット 以上
2-1-6表示色	橙色 単色発光型 以上
2-1-7表示能力	2系統信号線入力 表示切替 以上
2-1-8電源	標準：AC100V±10%
2-1-9設備電力	150VA以下（1受電当り）×2契約（各表示機部に受電） 表示機部にそれぞれ受電の場合は150VA以下×2契約

(3) システム全般

- 3-1 車輌センサーは車輌進入側 2 基の感知時間差により区間内車輌数及び大型車（7 m以上）の検出を行うものとする
- 3-2 車輌センサーは車輌退出側 2 基の感知時間差により区間内車輌数及び大型車（7 m以上）の検出を行うものとし、表示動作を行うものとする
- 3-3 同一方向の区間内に 2 台以上の車輌が進入した場合は、高速点滅表示を行うものとし、区間内車輌が 1 台になった場合、通常点滅表示に戻るものとする
- 3-4 車輌センサーにて車輌を感知すると「対向車注意」または「大型車接近」の 2 可変点滅表示を行うものとする
- 3-5 感知された車輌が大型車（7 m以上）の場合は「大型車接近」と点滅表示を行うものとする
- 3-6 車輌検出中に大型車（7 m以上）が検出された場合は「大型車接近」の表示が優先されるものとする
- 3-7 L E D表示板の表示時間は、車輌センサーの車輌検出後、点滅表示を開始し、退出検知車輌センサーによる車輌退出または、設定表示時間を経過した場合消灯するものとする
- 3-8 車輌センサーの車輌検出待ち時間（歩行者検出排除機能）及び設定表示時間は設定変更が可能なものとする
- 3-9 車輌センサーの故障・断線の検出が可能なものとし、故障時表示が行えるものとする

(4) 外観構造

- 4-1 L E D表示板は、防雨（JIS C 0920）、防塵の堅牢な構造とする
- 4-2 L E D表示板の外被鋼板は、厚さ 2.0mm のアルミ鋼板を使用するものとする
- 4-3 L E D表示板には、表示部、制御部、電源部等を内蔵するものとする
- 4-4 周囲条件の温度、湿度に対し、内部の電子回路の保護が行えるものとする
- 4-5 L E D駆動部はプリント基盤を L E Dユニットに対応させて取付け、L E Dの点灯制御を行うものとする
- 4-6 制御部はユニット形式とし、電氣的接続をマルチコネクタで行うものとする
- 4-7 L E D表示板は L E Dを表示窓前面に複合配列した構造とし、保守点検が容易に行えるものとする
- 4-8 センサー制御盤はセンサー基盤を内蔵し、外被鋼板は、厚さ 2.0mm のアルミ鋼板を使用するものとする

5 設置方法

機器、機器収納函は、下記条件において設置するものとする。

- (1) 車輛センサーは平らな開けた場所を選んで、検知車輛3m以内に設置するものとする
- (2) 車輛センサー検知距離間は7mとし、設置高 3m以上に設置するものとする
- (3) L E D表示板は停車時に見易い路側式（縦型）にて設置するものとする

6 設置条件

機器は、機器収納箱に納め、下記条件において正常に動作するものとする

- (1) 温 度 $-15^{\circ}\text{C}\sim 40^{\circ}\text{C}$
- (2) 湿 度 30%～90% （相対湿度）
- (3) 設置場所 屋外

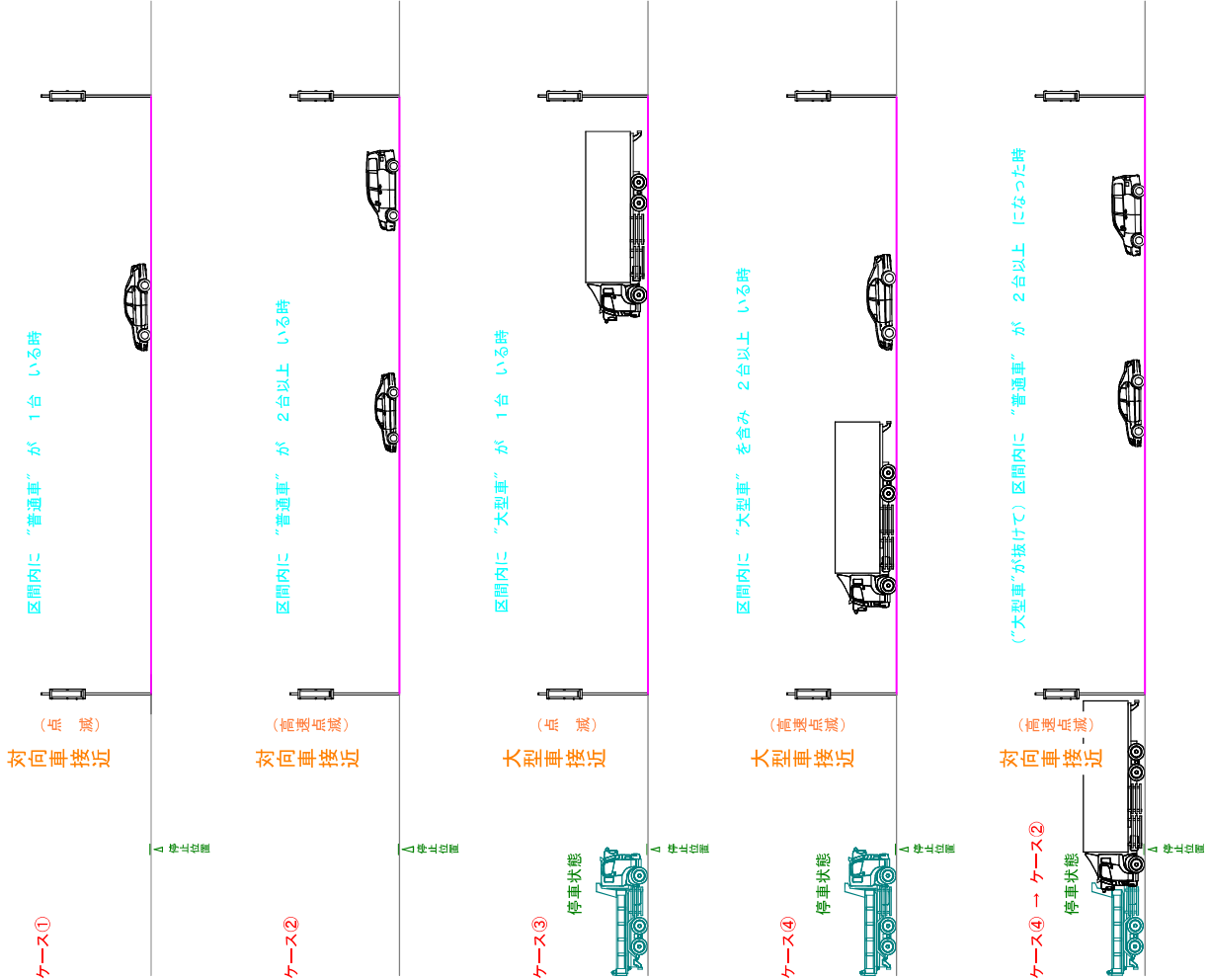
7 検 査

機器は次の出荷検査を行い、その試験成績書を提出するものとする

- (1) 外観検査
機器材の外観及び外形寸法検査
- (2) 動作試験
各機器の動作確認、能力確認
システム全体での動作確認、能力確認

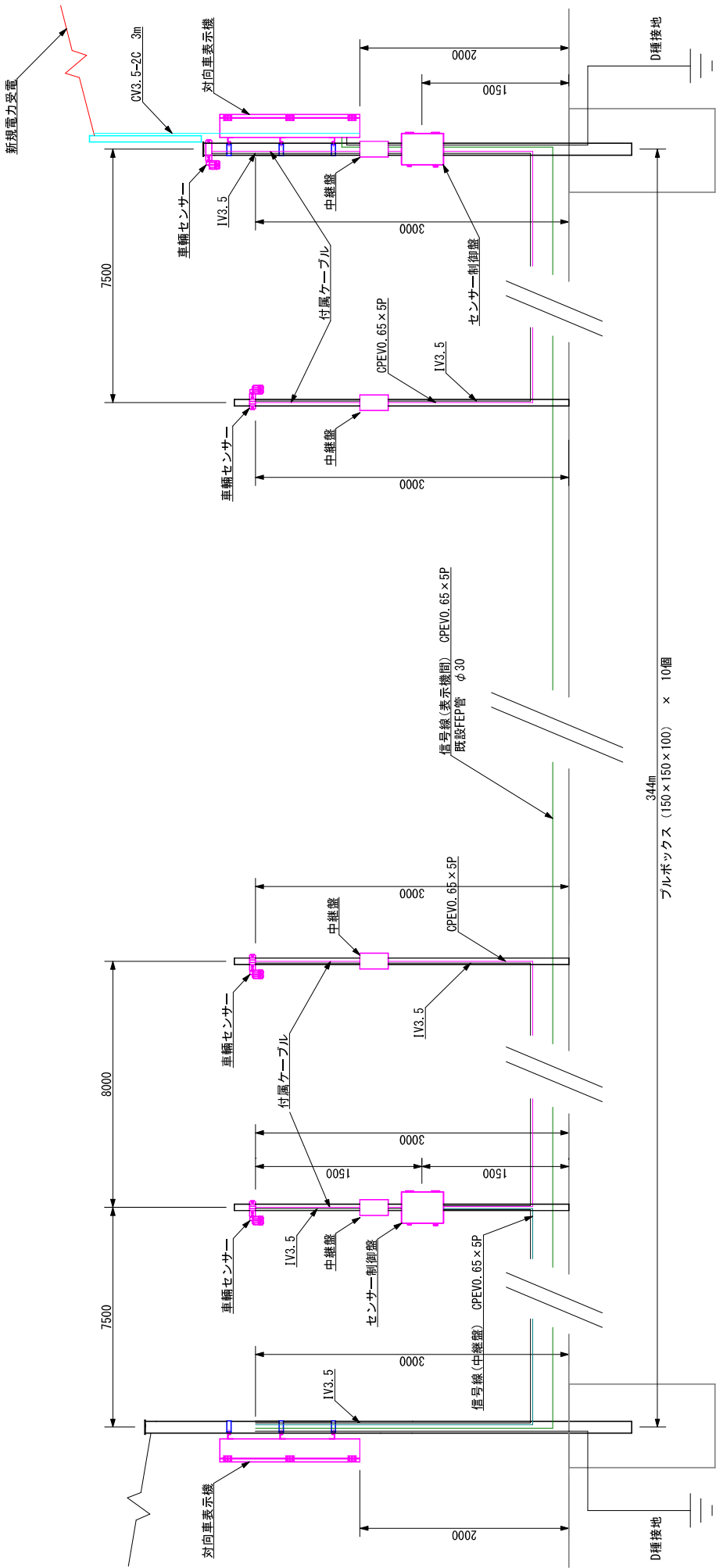
図面番	／	縮尺	—
工種	対向車検知システム設置工		
種別	対向車検知システム動作図		
作業名			
区画			
工事箇所			

対向車検知システム 動作一覧表



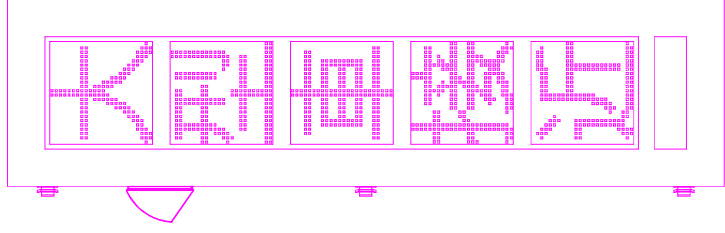
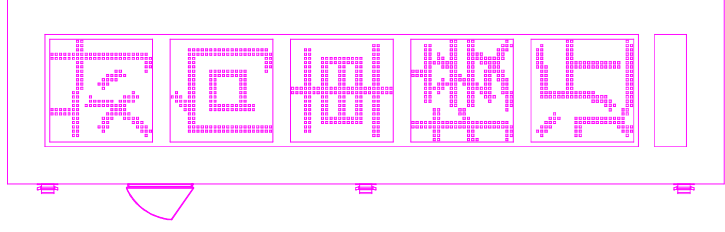
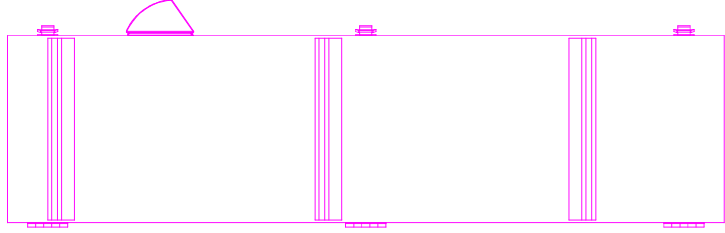
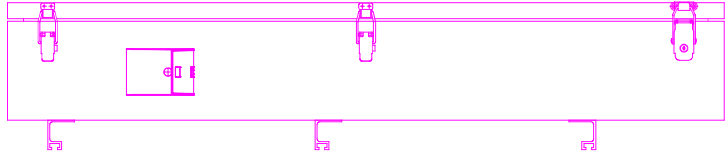
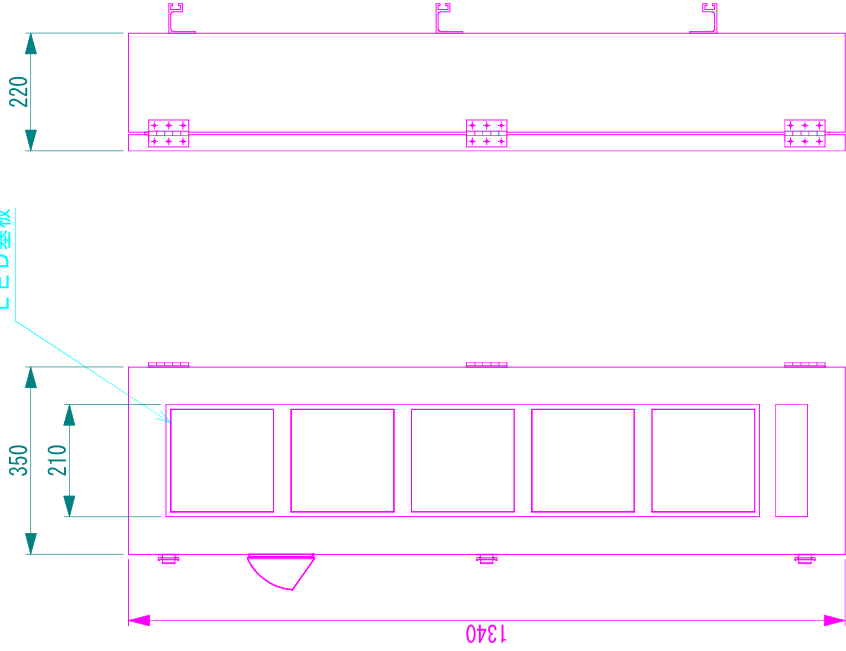
図面番号	3	縮尺	図示
工種	対向車検知システム設置工		
棟別	表示機設置・配線系統図		
図名	新規格力受置		
工事箇所	新規格力受置		

信号線 CPEV0.65×5P 344m+3m+3m+7.5m+3m+1.5m = 362m
 電力線 CV3.5×2C 3m
 接地線 IV3.5 7.5m+3m+1.5m+35m = 47m
 付属ケーブル 1.5m+8m+1.5m+3m+7.5m+3m+3m+1.5m = 35m



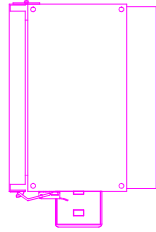
図面番号	／	縮尺	1:10
工 種	対向車検知システム設置工		
種 別	表示板外觀図	番 号	— / —
図 像 名			
工 事 箇 所			

LED基板



表示文字 1

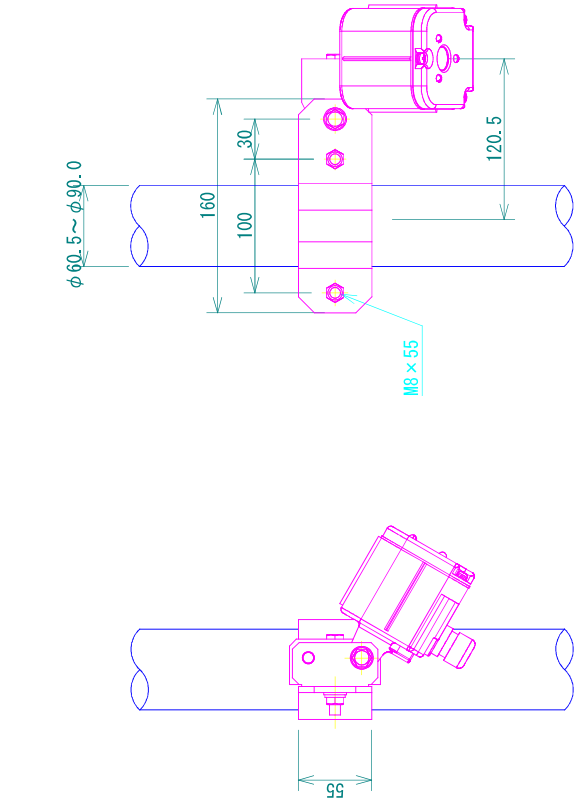
表示文字 2



材 質 : アルミ板 t 2. 0
仕 上 げ : アクリルウレタン塗装
塗 装 : 内外面ーマンセル5YR2 / 1. 5 半艶
仕 様 : 高輝度LEDφ5
点滅表示

図面番号	／	縮尺	1:4
工 種	列車検知システム設置工		
種 別	車検知センサー外観図	番 号	／
図 名			
図 号			
工事箇所			

車両センサー外観図



カーキャッチセンサーフード図

